

入試問題における著作物の適正な利用についてのお願い

このたび、池田晶子の作品を利用した入試問題をめぐり、著作者の生前より広範な著作権侵害が行なわれていた事実（後述）が判明しました。こうした事態が繰り返されないために、著作物の適正な利用について皆さまのご理解とご協力ををお願いいたします。

記

文芸作品などの他人の著作物を題材に用いた入学試験問題を試験後に利用する場合には、著作権侵害に該当する場合があります。

ご利用に際しては、以下の点にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

1. 試験後の利用

次の場合のように、試験後に、試験の目的以外で入試問題を利用するることは、有償・無償を問わず、事前に著作権者に申請し、許諾を得ておく必要があります。

許諾を得ずに入利用すると、著作権侵害の違法行為となりますのでご注意ください。

- (1) 試験後に、試験を実施した学校が、自校のホームページや学校案内、過去問集などに入試問題を転載する場合は、題材に用いた著作物の著作権者の許諾が必要です。
- (2) 出版社、学習塾などが、入試問題を模擬試験に利用したり自社が発行する過去問集やホームページに掲載したりする場合は、入試問題を作成した学校だけではなく題材に用いられた著作物の著作権者からの事前の許諾も必要となります。出版社、学習塾の皆様は何卒ご遵守ください。また学校関係者の皆様は、試験後に入試問題の利用を希望する出版社や学習塾などに対しては、必ず「事前に著作権者へ許諾申請を行なうこと」、「許諾が得られた著作物のみを利用すること」の二点を、ご指導ください。

※ 入学試験の問題は、試験問題が漏洩する恐れもあるため、著作権者の許諾を得ずに著作物を題材として利用できると定められています（著作権法・第36条：「公表された著作物については、入学試験の目的上必要と認められる限度において、試験の問題として複製し、又は公衆送信を行うことができる」）。しかし、無許諾で利用できるのは、試験問題としての利用に限られ、過去問集への掲載など上記のような利用（上記に限りません。）は対象外となります。

2. 試験問題への利用（とくに学校関係者の皆様へ）

著作物を入試問題の題材として利用される時は、以下の点にご配慮ください。

- (1) 試験問題中に、確実な「出所の明示」を表示することにご協力ください。
題材として利用した本文の末尾などに、必ず「出所の明示」を行なってください。
「出所の明示」として、著作者名、作品名、所収書籍があれば書籍名、の三点はぜひ明示してください。また、作品の部分利用の場合には、その旨を「(作品名)より部分」などとわかりやすく明示してください。
所収書籍の出版社の名称表示は任意です。
- (2) 原作品を尊重し、題材として原作品の正確な利用を行なってください。
虫食いや漢字の書き取り、送り仮名や漢字をひらかなにするなどの用字又は用語の変更は可能ですが、句読点や接続詞の変更をはじめ作品中の表現や文意の改変を著作者の許諾なく行なうことはできません。

また、本文中の省略部分には「(中略)」などの表示を行なってください。
著作者の許諾なく行なわれた、作品中の表現や文意の改変ならびに文章の省略や接合は、著作者の人格権（「同一性保持権」）を侵害する恐れがあります。

- (3) 以上については、試験後に入試問題を利用される皆様も励行してください。
なお、試験実施後に、「出所の明示」の内容が不十分であったり、原作品の利用に正確さに欠ける部分が認められたりした場合は、利用申請時に入試問題に補筆・訂正を施してご利用くださいますようお願いいたします。

(付記) お願いに至った経緯について

このたび、このようなお願いをするに至った経緯を、簡単にご説明いたします。

前述したとおり、池田晶子の作品について、中学校・高校入試問題の「過去問」出版の老舗である某社によって著者の生前より広範な著作権侵害が行なわれていた事実が判明しました。入試問題の題材として利用された池田晶子の作品が、著作者・著作権者の許諾を得ずに同社が発行する過去問集に過去十年以上にわたり無断で利用されていました。

同社は、同社による過去の著作権侵害事件において、過去問集への試験問題の無断掲載が著作権侵害に該当することを十分に熟知しているにもかかわらず同様の違法行為を繰り返したことは大変遺憾に思います。法令遵守が求められている時代にあって、著作者と著作物の保護を図ることを目的とする著作権法の精神に照らしても、こうした同社の姿勢と法令違反を看過することはできません。

池田晶子の著作権承継者である当NPOは、同社に対して、著作権侵害の事実認定と謝罪、ならびに今後は他の著作者に対しても同様の違法行為を行なわないことの徹底を求め、同社発行の過去問集に概要を公表し、法令遵守の誓約を掲載するようお願いしてまいりました。しかし、今に至るも、当団体の再三の要請を受け入れてくださることはありませんでした。そこで当団体は、このたび同社に対し、あらためて池田晶子の著作物の利用を一切拒絶することといたしました。

このことを皆様にお伝えすることにより、入試問題の過去問集への利用において著作権の侵害が行なわれていたこと、および当団体による著作物の利用拒絶が利用者側の問題に起因していることをご理解いただければ幸いです。その上で、同様の著作権侵害の防止と著作物の適正な利用の進展のために、入試問題の利用時における留意点を整理し、今後の利用環境の整備に向けて皆様のご協力を仰ぎたいとお願いする次第でございます。

当団体は、これからも、誠実かつ適正な著作物利用のご申請に対しては、進んで許諾してまいります（インターネットや電子媒体による著作物利用につきましては、不正利用が横行しているため、公平を期して、現在は一律にお断りしていますが、利用環境が整ったと判断される段階で許諾を再開いたします）。したがって、池田晶子の作品を過去問集などにご利用いただく機会は、著作物の適正利用を守らない者を除き広く確保されておりますので、今後も入学試験問題の題材としてご利用いただいて問題ございません。

著作物の適正な利用に向け、池田晶子の作品をはじめ著作物を利用するすべての皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。以上